IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見

平成12年9月19日

ディーディーアイポケット株式会社

## 1 ネットワーク構造と電気通事業の将来像

(サービスの多様化、高度化の将来ビジョン)

#### 〇ネットワークのIP化に伴うサービスの融合化のプロセス

●伝送路、交換設備等から構成されるネットワーク自体は、固定、移動体という区分ではなく、 データと音声という大きな区分のなかで、融合化が進み、ネットワークのIP化の進展は、データ 通信を融合し、音声をも取りこんで融合していくものと考えています。なお、当社のPHSについ てみれば、既にISDN網と一体化して音声、データ通信サービスを提供しております。

しかし、端末については、将来的にも複合端末だけでなく多様な利用形態に応じた特定利用型の種々の端末が使用されるものと考えております。

#### ○低廉、高速、安全な通信サービスに対するニーズ

●低廉、高速、安全な通信サービスのニーズは、コンテンツの多様化によるものと考えていますが、その中でも今後重要となるのが、ネットワークセキュリティであり、電子商取引等がより盛んに行われる中、ハード、ソフト的なセキュリティの強化、制度面でのサポートが必要になってくると考えています。この取組については、インターネットによるボーダレス化等により、日本国内だけではく、国際的なルール作りが必要と考えています。

### 2 競争政策の基本的枠組み

(ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本理念)

- 今後の競争政策を推進する上での基本的な理念、原則の明確化
- 現在の通信政策については、電気通信市場に競争原理を導入し市場の活性化を図ることを 最大の目的として電気通信事業法が施行され、電気通信サービスの持つ公共性等から一定の 規制が行われているものと理解しています。しかし、日本電信電話株式会社が持株会社の形態によりグループ力を強めているのが現状であり、現行電気通信事業法の一律規制の通信政策では、独占状態に変化を起こすことは困難であると思われます。 平成9年電気通信事業法 の需給調整条項が撤廃され新規参入を促進する施策がとられましたが、真に競争を促進させるためには、新規参入事業者とドミナント事業者との公正競争条件の整備が必要不可欠と考えています。そのひとつとして、市場支配力の考え方にたった非対称規制が必要ではないかと考えています。

#### 2 競争政策の基本的枠組み

(公正競争条件の確保方策)

- 〇 支配的事業者の地位に着目した新たな規制の在り方
- 料金届出制による規制緩和及び料金その他の提供条件等に対する意見申出制度の導入については評価していますが、公正競争条件を担保するという面からは十分ではないように思われます。すなわち、現行の電気通信事業法等においては、公正競争条件確保の観点からの制度が実質的には整備されていないと考えています。市場支配力の観点からのドミナント規制という考え方がなければ、ドミナント事業者は、ネットワークの外部効果等によりますますドミナント化されていくと考えています。すなわち、全事業者一律の規制緩和が、市場のドミナント化を促進し、市場の硬直化を進める結果となっていると考えています。したがって、今後、競争原理により市場を活性化させるには、諸外国ですでに行われているドミナント規制の導入等により、公正競争条件を確立すべきと考えています。

# 3 NTTグループの位置付けと公正競争の確保

(市場環境の変化等を踏まえたNTT再編成の評価と意義)

- 持株会社方式による再編成の意義・問題点
- ●NTTグループは、持株会社方式による再編成後も依然として一体的に運営され圧倒的な市場 支配力を有しいることから、ネットワーク、人的資源、営業活動等について、明確なファイアーウ ォールを確立する必要があると考えております。

# 3 NTTグループの位置付けと公正競争の確保

(NTTグループに対する各種規制の在り方と公正競争上必要な措置)

- NTTグループの市場支配力の評価とその規制の在り方
- 電気通信市場における市場支配力の評価を行うにあたっては、実際の利用形態を考慮しつ つ、将来をも見越して市場支配力の判定を行う必要があると考えています。その際、電気通信 事業はネットワークの外部効果が強力に作用する産業であることを十分認識する必要がありま す。その意味で、NTTドコモの移動通信市場における現在のシェア(約54%)は、既に圧倒的 な市場支配力を有していると考えております。

また、その判定結果を公表し、パブリックコメント方式で、広く意見を募り、評価の透明性が確保されるようにすべきだと考えています。なお、市場は、絶えず変化するため、一定期間での見なおしについても行う必要があると思われます。

# 4 ユニバーサルサービスの確保

(ユニバーサルサービスの確保主体)

- 〇ユニバーサルサービスの確保を東・西NTTの経営努力のみに委ねている現行の枠組みの 是非
- 長年にわたり電気通信サービスを一元的に提供し、全国隅々まで電気通信設備を設置して、 電話サービスを提供しているNTT地域会社には、既にユニバーサルサービスを確保する体制 ができており、この状態を維持することは至当であると考えています。

### 6 電気通信業における研究開発体制の在り方

(NTTに対する研究推進・成果普及の責務の必要性)

#### 〇競争政策の推進とNTTの研究開発に係る責務の意義

● NTTに対し、研究開発及びその成果普及について法律的な責任を課さなくとも、事業経営の必要性から研究開発は当然実施され、適切に開示されるものと考えております。